

平成26年1月16日

岡山県知事 伊原木 隆太 殿

岡山県地方独立行政法人評価委員会
委員長 末長 範彦

意見書

地方独立行政法人岡山県精神科医療センター第2期中期計画の変更について、地方独立行政法人法（以下、「法」という。）第26条第3項の規定に基づく岡山県地方独立行政法人評価委員会（以下、「評価委員会」という。）の意見は下記のとおりである。

記

- 1 法第26条第3項の規定に基づく評価委員会の意見
法第26条第1項の規定に基づく地方独立行政法人岡山県精神科医療センター第2期中期計画の変更については、適当と認められる。